

国立大学におけるアーカイブの設置とその機能

折田 悦郎†

はじめに

言うまでもなく、現在の大学は様々な問題を抱えている。少子高齢社会、情報化の時代を迎え、また国立大学はいわゆる国立大学法人化を目前にして、未曾有の困難に直面している。その原因はいくつか考えられるが、大学が自己の歴史を振り返りその時点々々での課題を点検すること、そして同時に内外に向けて積極的な説明をすること、これらの作業を行ってこなかったことが、最大の理由であることは間違いない。このような状況下にあって、多くの国立大学では組織の改組や管理運営部門の効率化等、いわゆる大学「改革」を行っているが、このうち旧帝大系の大学を中心に大学アーカイブセクション(大学史料室、大学文書館)の設置・改組・拡充がなされていることは注目すべき対応の一つといえよう。このような対応がなされる理由もいくつか考えられるが、大学における情報を収集しそれを発信する組織(アーカイブセクション)に対する近年の認識と勿論無関係ではない。

国立大学におけるアーカイブセクションは、1963(昭和38)年の東北大学記念資料室を嚆矢として(2000年、史料館に改組)、東京大学史料室(1987年設置)、九州大学大学史料室(1992年設置)、名古屋大学史資料室(1996年設置。2001年、名古屋大学大学史資料室に改組)、京都大学大学文書館

(2000年)と設置されてきた。いずれも年史編集室→アーカイブセクションへという形をとったもので、現在各大学では大学行政文書等の収集・整理・保存・活用に関するシステム構築への模索が続けられている。

他方、大学アーカイブも影響を受けた地域文書館の動きに目を転じると、1987(昭和62)年12月の公文書館法成立を一つの契機に増加してきた地域文書館のありようは、1999(平成11)年5月の行政機関の保有する情報の公開に関する法律(いわゆる情報公開法。2001年4月施行)に象徴される情報公開の流れの中では、必ずしも一様ではない。例えば太田富康氏は、我が国における文書館の歴史を踏まえて、文書館の性格を(A)史料(歴史資料)を保存し利用に供する機関、(B)歴史的・文化的に価値のある文書・記録(あるいは公文書等)を保存し利用に供する機関、(C)行政の目的やアカウンタビリティにとって価値ある公文書を保存し利用に供する機関、の三つに類型化する⁽¹⁾。また、地方自治体等の文書館には、どのような資料を中心に収蔵すべきか——いわゆる公文書と古文書類との関係をどうするか——といった問題も存在しているという⁽²⁾。

上記には地域文書館、大学アーカイブ両方の問題が見て取れるが、いずれにしろ地域や大学における文書館をめぐる状況がこのようなものであるとすれば、

†九州大学大学史料室助教授

文書館研究のためには先行業績を踏まえつつ⁽³⁾、具体例に即した個別的な検討から始めることがまずは必要となろう。

本論はこのような認識に立って、九州大学の七十五年史編集室とそれを改組して設置された大学史料室の運営に直接関わっている者として、最近の国立大学におけるアーカイブをめぐる状況と今後の対応について概観しようとするものである⁽⁴⁾。第1章では、今もふれた九州大学の年史編集と大学史料室の活動について振り返る。九州大学の場合は、東北大学、東京大学に続いて年史編集室から大学史料室となった典型的な事例であり、また七十五年史の活動自体も年史編集室→大学史料室へという流れをある程度予測しながらのものであった。次いで第2章以下では、大学アーカイブの性格や機能について論じることにしたい。全体的なまとまりには欠けるが、現在問題となっていること、あるいは今後早急に対応すべきことがらを取り上げ、個別的・集中的に検討するという方法でも現時点では有益だと考えるからである⁽⁵⁾。

1 年史編集と大学史料室

1 九州大学七十五年史の編集

九州大学は、今から16年前の1986(昭和61)年5月に創立七十五周年を迎え、これを記念して七十五年史の編集に着手した⁽⁶⁾。当時、九州大学には既に1967(昭和42)年刊行の『九州大学五十年史』(全3巻)があったが、それ以降のいわゆる大学「紛争」を含む時期の年史編集が計画されたのである。この創立七十五周年記念事業については、1984(昭和59)年6月の部局長会議で基本方針が検討され、①1986(昭和61)年5月の創立記念日に記念式典を開催する、②『五十年史』に継ぐ25年間(1961～1986年)の年史(通史編)を編集する、③その期間は3年とする、という要項が決議されている。九州大学での七十五年史編集体制は、まず評議会内に設置された創立七十五周年記念事業委員会のもとに学内

各部局から選出された編集委員会が組織され(全学から37名)、この編集委員会のもとに七十五年史編集室が置かれるというものであった。1985(昭和60)年3月、第1回編集委員会が開かれ、同年5月1日には七十五年史編集室が開設されて、専任の教官(講師1、助手1)が着任した。細かな編集方針等の策定には編集委員会のもとの小委員会(10名ほどで構成)があたり、この小委員会にはワーキンググループが作られることもあった。年史編集期間中の7年間に、12回の編集委員会、33回の編集委員会小委員会、7回の小委員会ワーキンググループが開催されている。

1985(昭和60)年5月の編集室設置以後は、上に述べた基本要項に沿って編集が行われるはずであったが、しかし実際には翌年5月の創立七十五周年記念式典にあわせて『写真集』の作成が急遽決定され、同じく大学創立以来の『史料編』も編集されることになった。『写真集』は当時の学長の希望によるものであり、また『史料編』は『七十五年史』である以上、近年の25年間に限定するのは不自然であるとの議論が出てきたことによるものである。ただし『通史』については最初の計画通りに行い、特に「紛争」期を中心に叙述するという事になった。

最初に刊行されたのが『写真集 九州大学史1911-1986』(1986年)で、明治初期から昭和末年までの写真により、九州大学のフォトテークを形成したものである。次に刊行した『史料編』上巻・下巻(1989年)には、大学創立以前からの約120年間にわたる関係史料を収めた。これに対して最終年度に刊行されたのが、『通史』と『別巻』である(1992年)。『通史』は室員の柴多一雄講師(当時)が執筆したもので、『五十年史』以後、つまり1961(昭和36)～1986(昭和61)年の叙述にその8割近くをあて高度経済成長期以降の九州大学について詳述している。一方同時に刊行された『別巻』には、講座等の変遷、人事、法令等の一覧と、各種統計、年表を収めた。結局、編集開始の1年目に『写真集』

を、4年目に『史料編』(2冊)を、そして最終年の7年目に『通史』と『別巻』を刊行したことになる。五十年史の『通史』1巻、部局史(学部史)に相当する『学術史』2巻という全3巻構成に対し、七十五年史は『部局史』を欠き、『写真集』、『史料編』上巻・下巻、『通史』、『別巻』という全5巻構成であった。

ところで、七十五年史編集の間には様々な議論がなされたが、今からみるとやはり『部局史』の編集は行われるべきだったと思われる。言うまでもなく、九州大学五十周年にあたる1961(昭和36)年以降の各分野における研究の進展には、目覚ましいものがあった。社会的には高度経済成長や公害問題等の本格化があり、学内的には理工系講座の爆発的な拡大が始まったのが、1960年代であった。また近年のことでいえば、例えばバイオテクノロジー、コンピューター技術等に代表されるような研究の進展がある。こういった研究状況を踏まえた『部局史』は基本的には各部局で執筆され、『通史』ほどには編集室の負担にならない。また年史編集体制への全学的な参加意識を高めると同時に、今後の『百年史』等での貴重な史料にもなったと思われるが、九州大学七十五年史の場合は、今述べたような形で編集を終了した。

ただしその七十五年史には、大きな特徴もあった。それは前述したように、『通史』で高度経済成長期以後の九州大学に焦点を当て、特に大学「紛争」やそれに関連した大学「改革」の部分に160頁という多くの頁を割いたことである。この時期の九州大学には、激烈を極めた学生運動や構内建物への米軍戦闘機墜落事故等、学内情勢だけではとらえられない社会的・政治的問題が山積していた。このような諸問題も、この七十五年史でなければ多くの頁をあてて書くことはできなかったものと思われる。大学「紛争」については、30年以上経った現在でも評価は様々である。しかし、いわゆる「正史」としてほとんどの学内史料、例えば評議会史料から各部局教授会議事録等までを利用し、また当事者の「聞き

取り」史料を用いた『通史』は、大学史においても「紛争」期の意味が小さくなりつつある現代から見れば、その史料的価値一つをとっても意味あるものだったと思われる。

なお九州大学の七十五年史では、編集期間を都合4年間延長したが、その最大の原因は史料収集に時間がかかったということであった。例えば、室員による全学部教授会議事録のマイクロフィルム撮影には、2年を要した。五十年史以降の25年間の撮影を行ったが、五十年史時の10倍以上の分量があったものと推定される。その反面、近年の史料(事務文書)といえども、継続的・意識的に保存されない限り偶然に残るものではない、ということをもって経験した作業でもあった。大学の年史編集では近年の叙述より、建学の理念等、創立期のそれを重視するのが一般的である。しかし上にも述べたように、九州大学の年史編集が最近25年間の叙述に一つの力点を置いたということは、次節に述べる「大学史料室」のあり方——例えば大学行政文書(事務文書)の収集・整理・保存を重視する活動等——にも大きな影響を与えたように思う。

2 九州大学大学史料室

七十五年史の刊行が大詰めを迎えた1990(平成2)年度になると、編集過程で収集された膨大な史料の整理・保存が問題となってきた。そこで七十五年史編集委員会と編集室は、その方法等について検討することにし、編集委員会小委員会内のワーキンググループで討議を重ねた結果、1年後の1991(平成3)年4月に『九州大学史料の収集・保存について——九州大学史料室設置の提言——』(23頁)と題した報告書を作成した(下に「目次」を示す)。

はじめに

I. 検討の経過

II. 九州大学75年史編集事業の経過と収集史料の現状

1. 75年史編集事業の経過

2. 収集史料の現状
- Ⅲ. 大学史料の収集・保存のあり方について
 1. 大学アーカイブスの意義
 2. 大学アーカイブスに関する議論の現状
 3. 諸大学における大学史料室の現状
- Ⅳ. 本学における大学史料の収集・保存のあり方について
 1. 年史編集との関連から
 2. 大学の自己確認・自己評価と大学史料
 3. 大学の記録管理システムとの関連
 4. 収集すべき史料
- V. 提言

1. 九州大学史料室(仮称)の設置と人員の配置

2. 文書館設置に向けての将来構想の検討

年史編集の経過を振り返り、大学史料室・大学アーカイブ(文書館)にはどのようなものがあり、またどうあるべきかといった観点からの「提言」を行ったもので、本来のあり方からすれば大学アーカイブ(文書館)が最も望ましいが、現状では困難と予想されることから、以下の条件を満たす大学史料室の設置を要求するといった内容のものである。

- ①独立の機関であること。
- ②史料の収集・保存に関する専任のアーキビストを配置すること。
- ③史料の収集・整理・保存・研究を行うのに十分な場所を確保すること。
- ④史料室の管理・運営および史料室の研究活動を管掌する常設の委員会を設置すること。
- ⑤史料の収集は、単に年史刊行のみを目的とするのではなく、九州大学に関する史料を恒常的に収集・整理することを目的とし、その活動を保証すること。具体的には学内諸文書の廃棄等の情報が史料室に提供され、収集・保存を容易ならしめるようなシステムをつくること。

この『提言』は1991(平成3)年、今から11年前

に作成されたので、いわゆる情報公開法にはふれ得ていないが、それ以外では現在でも論旨に変更を加える必要はないものと考えている。九州大学大学史料室ができた時の最も基本的かつ重要な文書で、ワーキンググループでの検討の後、最終的には1991(平成3)年7月、当時の学長に対して提出された。

その結果、翌年1月の評議会で史料の収集・保存のあり方等を検討する全学委員会=九州大学史料収集・保存に関する委員会の設置が決定された(委員会規則の制定)。規則によると、同委員会は、①史料の整理、保存及びその活用に関する基本方針の策定に関すること、②九州大学に係わる史料の収集に関すること、③九州大学に係わる史料としての公文書等の調査に関することを、調査審議するための組織であり、専門的事項を調査審議するための専門委員会も設置できるとする。この規則により、1992(平成4)年4月、七十五年史編集室が九州大学史料室に改組された。

史料収集・保存に関する委員会—「史料室」という体制はこうしてスタートしたが、しかし実務を直接担当する「史料室」の規則はまだ制定されていなかった。そこでまた、専門委員会内に史料室のあり方を検討するワーキンググループが作られ、1992(平成4)年12月、正式に史料室の規則が制定された。史料室の名称も九州大学「史料室」から九州大学「大学史料室」に変えられ、ここに初めて学内共同利用施設としての九州大学大学史料室が設置されたのである。大学史料室の構成は、まず史料収集・保存委員会の委員長が兼任する室長と専任の教官からなる。専任教官は発足当初は講師1名、助手1名の計2名であったが(1993年度まで)、運用定員の返却により現在では助教授1名となっている。しかし専任教官が少ないため、兼任教官制度がとられ(現在7名)、また事務補佐員(現在2名)の任用も認められている。

九州大学大学史料室規則によれば、大学史料室の業務は、①史料の収集、整理及び保存に関する

こと、②史料の調査・研究に関すること、③史料の活用に関することであり、現在は主に史料の収集・整理活動と、それらの方法についての調査・研究、大学アーカイブ(文書館)についての調査・研究、九州大学をはじめとする大学史・大学論についての調査・研究を行っている。1997(平成9)年度からは、専任教官(筆者)による全学共通教育科目(周辺教育科目)「九州大学の歴史」の授業を行っているが、これは全学レベルのものとしては国立大学最初の試みだと思われる。また1999(平成11)年度からは大学史料室の専任・兼任教官を中心にして、同じく大学史・大学論の全学共通教育科目(総合科目)「大学とは何か——ともに考える——」も開講した。

なお、大学史料室では専任・兼任教官等による共同研究も組織しており、①「九州大学における“古写真”の調査・研究」(教育研究学内特別経費)、②「低年次教育における九州大学史カリキュラム開発に関する研究」(九州大学教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト経費)、③「大学と地域社会の関係史に関する基礎的研究——九州帝国大学を中心として——」(科学研究費補助金(以下科研費)基盤研究(B)(2))、④「大学史料の情報資源化と大学アーカイブスのシステム開発に関する基礎的研究」(同)という4テーマで研究を行った。このほか現在、①「『大学とはなにか——九州大学に学ぶ人々へ——』の編集・出版」(財団法人九州大学後援会・教官の研究プロジェクト助成事業)、②「大学アーカイブス機能についての基礎的研究——「大学改革」との関連において——」(科研費基盤研究(B)(2))、③「九州帝国大学における留学生に関する基礎的研究」(同(C)(2))の3共同研究が進行中である。

大学史料室の刊行物・移管文書についても説明をしておくと、刊行物は史料室設置直後の1993(平成5)年3月に、『九州大学大学史料叢書』(年1回、現在第10輯)と『九州大学大学史料室ニュース』(年2回、現在第19号)を創刊し、現在ではこの

ほかに大学史料室所蔵の文書・写真の目録、報告書等、計20冊を刊行している。移管文書については、毎年度末に退官予定教官に史料の寄贈依頼文書を送付し、定期的な寄贈を受けているほか、1994(平成6)年1月には「九州大学大学史料室印刷物収集・整理・保存要項」を制定して、学内の印刷物の収集も始めた。また部分的ながら各事務部の公文書の受入れを行い、現在では大学本部事務局の総務課・研究協力課・国際交流課・総長秘書掛、理学部、工学部、旧教養部、旧学生部(以上一部)、旧産業労働研究所、旧制福岡高等学校関係の文書が大学史料室に移管されている。このうち旧制福岡高等学校関係史料は全文書が移管され、これにより旧制福岡高等学校→九州大学分校→九州大学教養部と続く一般(教養)教育の歴史に関する基本史料のほとんどが、大学史料室に所蔵されたことになる。しかし、以上の移管文書の多くにいわゆる半現用文書が含まれており、実際の利用には各事務部(原課)等との協議による対応が必要である。いずれにしろ、収集史料の利用のあり方を早急に検討することが、現在の大学史料室の課題となっている。

なおこの点に関連しては、2002(平成14)年4月、全学的な委員会体制の見直しに伴い、これまでの史料収集・保存委員会(全学委員会)→大学史料室というあり方に変更が加えられ、九州大学情報公開委員会(全学委員会)→史料収集・保存委員会→大学史料室という体制になった。その結果、収集・保存委員会の委員は従来の37名から14名へ、また委員長は総長の指名する「副学長」に変更され、大学史料室長も副学長が兼任することとなった(従来の室長は副室長)。同時に「九州大学行政文書管理規程」に、新たに「文書管理者は、(中略)行政文書の移管又は廃棄の区分に当たっては、九州大学大学史料室長と協議するものとし、移管するものとされた行政文書は、移管・廃棄簿の写又は編集目録を添えて、九州大学大学史料室に送付しなければならない。」という条文が追加され(第9条第5項)、大学

行政文書の大学史料室への移管がより行いやすくなった。

以上、七十五年史の編集と大学史料室について、その間の経緯と活動を見てきた。ここでその他二、三の感想を述べておきたいが、まず第一に、年史の編集や史料室の設置・活動においては、学内学外の多くの人たち、諸機関に大変お世話になった。学内では本部事務局の献身的な協力を得、また学外では、東北大学、東京大学、早稲田大学、慶応大学、明治大学、中央大学、同志社大学等で、最新の大学史・大学アーカイブ(文書館)に関する研究成果を参照することができた。九州大学の場合を考えてみると、欧米大学の事例を含めて大学アーカイブ(文書館)への動きが既に存在していたということが、大きな力になったものと思う。もしこのような情報がなかったならば、大学史料室という発想自体出てこなかったかもしれない。なかでも既に百年史を刊行し、関係者にも直接話をうかがうことができた東京大学史料室の事例は、特に編集室から史料室への移行・改組に至る手続きを知る上で、大変参考になった。

二つ目は、大学史編集の方針と大学「紛争」との関連についてである。既述のように九州大学七十五年史では、やはり大学「紛争」が大きな意味を持っていたように思われる。五十年史が終わってから七十五年史を始めるまでに、わずか17年しか経っていなかった。25年、50年という区切りが一般的である中、17年で年史をつくるということ自体が、「紛争」を記録し、また多くの関連史料を収集しておくのだ、という大学の姿勢をあらわすものだった。そこには「紛争」が大学(人)に与えた影響、さらにいえば九州大学自体の歴史認識が大きく関係しているが、七十五年史の構想自体は、この姿勢(枠組み)に大きく影響されざるをえなかった。

三つ目は、大学史料室の今後の見通しについて少しふれておきたい。それは九州大学では、今後10年の間に二つの大きな出来事が予定されているからで

ある。一つは2011年の創立百周年であり、もう一つは大学のキャンパス移転である。まず百年史については、まだ話題になってはいないが、大学史料室のあり方にとってはやはり影響してくる問題であろう——その時の大学史料室と年史編集室との関係がどうであれ——。それから二つ目のキャンパス移転は、大学史料室施設(建物)の新営や、移転に伴う大量の公文書の出現とその移管が予想されることなどからすれば、これも密接に関連してくる。したがって九州大学の場合、今後はこの二つを念頭に置きながら、恒常的な大学アーカイブ(文書館)の設置を目指して活動することになる⁷⁾。

以上、九州大学の年史編集と大学史料室について振り返ってみたが、つまるところ九州大学の場合も、他大学同様に年史編集室→大学史料室(アーカイブセクション)へという流れを利用して、史料室を設置した経緯を確認していただけたものと思う。この事実はやはり忘れてはならないだろう。しかし本章を終えるにあたって述べておきたいのは、この「年史編集室→大学史料室(アーカイブセクション)へ」という考え方の有効性・重要性は十分に認識しつつも⁸⁾、最近はこのに頼り過ぎた議論には疑問を感じるようになったということである。次章ではこの問題を手掛かりにして、大学アーカイブの設置とその機能について考えてみたい。

2 大学アーカイブの設置とその機能

1 国立大学における大学史料室

ところで、筆者が前章末のような疑問を持つに至った直接のきっかけは、昨年秋の全国大学史資料協議会全国研究会第2分科会(於神奈川大学)における議論であった⁹⁾。そこでは様々な意見が出されたが、なかでも気になったのは、「史料収集は地道な作業である」「史料は足で集める」「史料収集に王道なし」という一見キャッチフレーズ風の意見であった。そこでその時の議論を批判的に検証してみると、①「大学アーカイブズの運営」というテーマ

ながら、アーカイブ本来の機能についてはあまり議論がなされず、したがってアーカイブの収集すべき大学事務文書やその収集システムについての言及がなかったこと、②逆に年史編集時と同様の史料収集法(とその苦労話)が多く語られ、その結果、年史編集を続ければ必然的にアーカイブに至るかのような印象を与えたこと、③「京大文書館は特別である」という言葉や情報公開法の影響等に象徴されるように、大学行政文書に力点をおく国立大学(特に旧帝大)と私立大学の現状認識に違いが見られたこと、という点に要約できるように思う。

菅真城氏も言うように、「各大学間で、その大学の規模や国立か私立か、収蔵する資料の特色などによって、資料室の組織や機能に対する考え方がまちまちであることが浮き彫りとなった」⁽¹⁰⁾形であるが、このような状況になったときには、やはり冷静に原点に立ち戻ることが最も大切であろう。アーカイブの設立を目指す、あるいはその活動を継続するのであれば(勿論そうでなければ関係ないのだが)、その歴史を踏まえて現状を正確に把握し、同時に将来の展望も具体的に考えてみる必要がある。そしてその意味からも、「大学におけるアーカイブとは何か」ということの原理・原則的な検討は、是非とも行われなければならない。

大学アーカイブとは何であろうか。言うまでもなくこの問題については、既に早く寺崎昌男氏がタイトルも「大学アーカイヴズ(archives)とはなにか」という研究を発表している(1983年)。そこでは「ヨーロッパ・アメリカでは、政府機関、地方行政機関、裁判所、教会、大学、会社等々の組織・機関に、このアーカイヴズを設けるという伝統がある」⁽¹¹⁾とされ、その収集すべき史料についても、以下のように明記されている。

- (1) 大学運営の歴史を示す公的文書、簿冊、事務記録、その他の文書。
- (2) 大学内諸機関の議事録、意見書、答申、報告書等。

- (3) 大学の刊行する年報、要覧、雑誌、新聞、広報紙誌等。
- (4) 大学卒業生の卒業証書、アルバム、講義ノート、伝記、書簡等々(とくに当該大学に関係あるもの)。
- (5) 学長、学部長、教授、職員等の私蔵する文書類のうち、とくに大学に関係するもの。
- (6) 大学設立者、寄附者、卒業生など関係者の文書。
- (7) 大学の歴史を示す記章、門標、記念品、トロフィー、旗、制服、制帽、印璽等々の物品。
- (8) 大学に関する写真、テープ、ビデオテープ、フィルム等。
- (9) 大学史に関する諸刊行文献。

また小川千代子氏は、「「文書館」には、その所属する組織・機関の種類と同じだけの種類がある。たとえば、国立、都道府県などの地方自治体、企業、宗教団体、学校、その他諸団体等に分類される。大学文書館は、その一種である」⁽¹²⁾とし、「組織あれば記録あり」⁽¹³⁾とも言う。後者の「組織あれば記録あり」は「組織あればアーカイブあり」とも読み替えられるから、上記の寺崎氏の定義も参考にすれば、現在の大学アーカイブ論は、第一にはこのような設置主体(親機関)を中心とした考え方を基本に据えるべきであろう。このように考えれば収集史料の範囲も確定し、またその機能についても考えやすくなる。本論では最初にこの点を確認し、以後大学アーカイブの設置と機能について考えていくが、本節ではまず、その前提となる国立大学アーカイブセクションの歴史とその現状の概要について見ておくことにしたい。

国立大学におけるアーカイブセクションの歴史については、夙に指摘されているように、東北大学記念資料室を最初とする一連の流れがある⁽¹⁴⁾。この点を少し振り返ってみると、東北大学記念資料室は、1963(昭和38)年7月、戦後を代表する大学史

の一つと言われる『東北大学五十年史』（上下2巻、1960年）を編んだ東北大学50年史編纂室を基にして設置された。同年制定の「東北大学記念資料室資料収集規程」（特に記念資料室が収集すべき資料の定義）等を見ると、この50年史編纂室の伝統・経験をよく受け継いで活動を始めたことがわかる。停年退官教授の著作目録の刊行や、多くの包摂校関係資料、「モノ」資料を所蔵し、また1300㎡に及ぶ独自の建物を有していることなどに特徴がある⁽¹⁵⁾。同資料室はこのように国立大学最初の組織に相応しい活動を行ってきたが、新たな方向での活動を目指し、2000（平成12）年12月、東北大学史料館に改組された⁽¹⁶⁾。

1967（昭和42）年に五十年史編集を終了した九州大学の場合にも、「資料室」が置かれたことがあった。年史編集担当者（川添昭二現九州大学名誉教授）の提案等によるもので、いわゆる大学「紛争」期の1969（昭和44）年4月、本部事務局庶務課内に設置された「九州大学大学資料室」が、それであった（定員は運用定員の助手1名）。規則の類似や年史編集→資料室へという経緯からして、同室は東北大学を先例にしたものと思われるが、時代状況を反映して、大学一般に関する事項だけでなく「行政の組織制度（とくに本学の諸制度の改革）に関する調査研究」「大学制度委員会、評議会、大学制度小委員会および板付基地撤去促進専門委員会に関する事項」に関わり、収集史料の範囲も「評議会、協議会および教授会の記録文書」のほか、「大学の諸問題（とくに大学改革問題）に関する」史料にまで及んでいた（以上、同室関係「内規」による）。1969（昭和44）年度から1981（昭和56）年度までの13年間に延4名の助手が上記の作業に従事し、所蔵資料目録等の作成にあたっている⁽¹⁷⁾。当初から大学「改革」との関係が強く、「紛争」後の一連の学内情勢の中に解消されてしまったが、現在の大学の動向——大学「改革」とアーカイブの関係等——から見れば意義のあるものであり、特に先駆的な役割に注目で

きる組織であった。

このような動きの中で、1987（昭和62）年4月、東京大学に大学史史料室が置かれたことは画期的なことであった。①東京大学百年史編集室から大学史史料室への移行手続き（全学委員会である東京大学史料の保存に関する委員会規則と大学史史料室との関係や、関連諸規則の制定等）や、②外国大学におけるアーカイブについての本格的な調査などは⁽¹⁸⁾、後発の大学史料室の設置・運営に多大な恩恵を与えている。例えば②の調査は、インターネット時代にあつて格段に情報を得やすくなった現在でも基礎データとしての地位を失っていない。本格的な「紀要」（『東京大学史紀要』）や「ニューズレター」（『東京大学史史料室ニュース』）の創刊、『東京大学の学徒動員・学徒出陣』（1997年）、『東京大学歴代総長式辞告辞集』（1997年）の刊行といった活動も当室の大きな特徴の一つである。近年まで定員運用の問題があった中⁽¹⁹⁾、このような活動が続けられてきたこと自体特筆すべきことといえよう。

1992（平成4）年12月、新たに設置された九州大学大学史料室は、上のような東京大学等における経験・成果を活かしてその実現を見た例である。具体的には、前章第2節で前述した『九州大学史料の収集・保存について——九州大学史料室設置の提言——』（1991年）を中心とする設置（運動）であった。この『提言』は京都大学大学文書館を始めいくつかの国公立大学で参考にしていただき、また現在でも十分通用するものだと思われるが、ただし前章第2節でも述べたように情報公開法への言及がなく、その論調も今から見ればかなり控え目である。国レベルでの情報公開法がまだ問題になっておらず、学内的にもいわゆる「運用定員」の継続をお願いするという立場からこのような形のものになったが、いずれにしろ一つの時代的な制約であった。このほか九州大学の特色といえば、これも前述した共同研究の組織や学内行政文書（事務文書）の収集・保存に焦点を当てた活動、それに自校史を中心とした教育

活動等を挙げるができる。

次の名古屋大学史資料室は、1996(平成8)年4月に設置された(2001年4月から名古屋大学大学史資料室に改組)。名古屋大学史編集室からの改組にあたり複数の室員を引き継いだこと(設置当初は助手3名〈現2名〉。定員については、東北大、東大、九大等、最終的には1名となっていた)や、設置手続き等の先例を先発大学に求められた利点があったとはいえ、現在最も活発な活動を行っているアーカイブセクションの一つである。「日本の大学 近代日本と名古屋大学」(全学共通科目・総合科目)といった教育活動や、東京大学に次ぐ「紀要」(『名古屋大学史紀要』)の刊行、独自の「ブックレット」の刊行等を行っており、またライブラリー、ミュージアム、アーカイブの頭文字を取った「LMA 構想」を提唱して、学内連携のあり方を模索している。昨年9月に同室の主催で「開かれた大学」とこれからの文書資料管理・情報公開」というシンポジウムが開催されたが、これも時宜を得た企画であった(281名の参加者があったという⁽²⁰⁾)。

そして、以上のような経過を経て出てきたのが京都大学の大学文書館(2000年)である。その歴史的な意義等については寺崎論文⁽²¹⁾に詳しいので、以下箇条書き的に記すにとどめるが、①まずは公文書館法(1987年)等に基づく文書館論全般の高まりや国立大学アーカイブの経験が前提としてあったこと、そしてより直接的には情報公開法(2001年施行)を梃子にしているということ、②京都大学百年史の編集を基礎にしつつも、事務局主導の体制で本格的な文書館を設置したこと⁽²²⁾、③これとも関連して、保存期間の満了した大学行政文書は大学文書館に移管することを定めた規程(京都大学における行政文書の管理に関する規程)を制定したこと、④収集史料を大学の行政文書と大学関係の私文書に特化したこと、⑤複数の専任・兼任スタッフ(館長1、兼任教授1、専任助教授1、専任助手2、ほかに非常勤職員6)と、外国大学の文書館にもひけを取らな

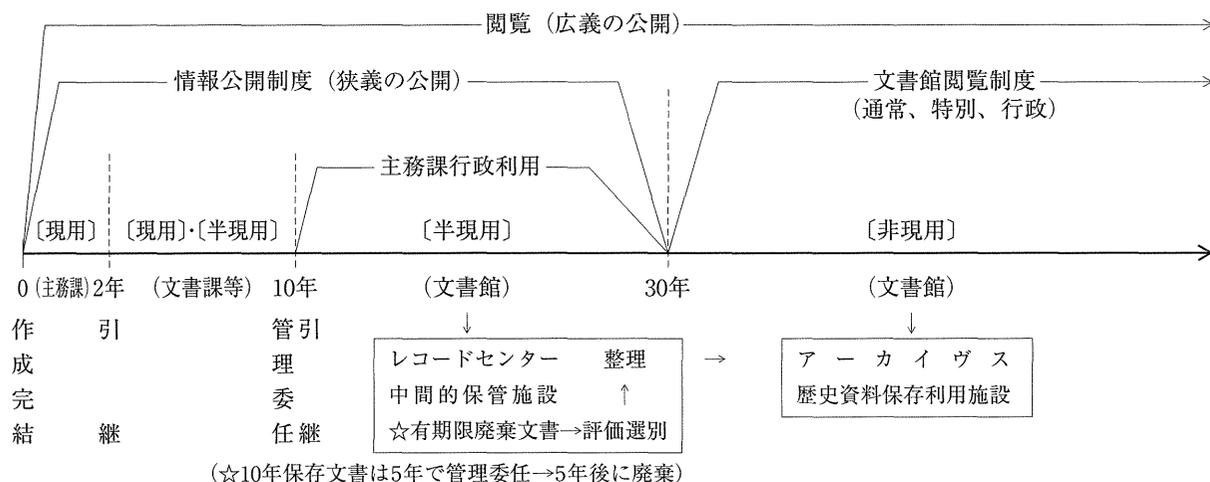
い規模の専用施設(延面積2600㎡)の存在、⑥しかしそれにもかかわらず、分館構想も想定されているということ、等である。

いずれも重要な点だが、ただ注意しておかなければならないのは、京都大学大学文書館といえば、⑤のスタッフ・施設面等に目が向きがちであるが、むしろその眼目は③の文書管理規程の制定や②の設置に至る事務部局の役割、⑥の分館構想等にあると見た方がよい⁽²³⁾。例えば③の「京都大学における行政文書の管理に関する規程」の意義は、保存期間の終了した文書の移管を義務規定にし、かつ非現用行政文書の一元的管理(受入れのみならず、行政文書の選別・廃棄も含む)を大学文書館が行うという体制を構築した点にある。また⑥の「分館」は、文書のライフサイクル(後掲)ではいわゆる「中間庫」の役割も果たすものであろうが、これは施設の不足を理由にアーカイブセクションの設置・拡充が困難視されている他大学にとっては、大変参考になる構想である⁽²⁴⁾。

2 大学アーカイブの機能について

アーカイブの機能といえば、①史料の収集・整理・保存・閲覧といった収集システム全般の問題と、②収集史料を用いた諸活動、の2点に大別して考えることが可能であろう。①については、どのような史料を収集するかがまずは問題となるが、これは前節でも述べたように、アーカイブを設置した主体=親機関の生産(授受)した史料が中心となるべきである。①においては、文書館論の研究や、親機関関係の史料を収集・整理・保存・活用するためのシステム研究⁽²⁵⁾、そしてそのシステム自体の構築が当面の目標となろう。次頁に掲げる[図1]⁽²⁶⁾は、いわゆる文書のライフサイクルの一例であるが、それぞれの機関に合致したライフサイクル図(概念図)の作成とそのシステムを実際に運用することが、アーカイブの最も基本的な機能である。

②については、収集史料を用いた(1)研究、(2)教



[図1] 事務文書の流れ

育、(3)その他情報提供、等が想定される。そして(1)の研究活動では、1)親機関の組織論的研究と、2)親機関の歴史研究、が中心となろう。大学に即していえば、1)は「改革」等を含む大学論研究であり、2)は自校を中心とした大学史研究である。歴史研究を行うのは、どのような組織でもその様々な特徴は歴史的に形成されたのであり、現在のありようを理解するには歴史的なアプローチが最も適当であるからだ。それから(2)の教育と(3)のその他情報提供では、(1)等の成果を用いた教育活動や、広報、展示活動等が行われることになる⁽²⁷⁾。

このうち、現在注目されている大学アーカイブの教育活動⁽²⁸⁾について少し見ておくと、九州大学では前述のように自校史教育「九州大学の歴史」や大学論教育「大学とは何か——ともに考える——」を行っており、本年3月には講義用教科書として『大学とはなにか——九州大学に学ぶ人々へ——』(A5判256頁)を刊行した⁽²⁹⁾。教科書は継続的な教育活動を保証するものであることは勿論だが、それだけではなく、教職員を含む大学全体のアイデンティティのための素材作り、さらには(九州)大学を目指す受験生(高校生・予備校生)にも読んでもらうように編集した。本企画に対しては九州大学後援会から出版助成を受けることができたが、このよう

な出版物を大学が刊行することの意義は大きいものと思われる。それと同時に、今回の編集では常に大学史料室にある史料・情報を活用した。自校を始めとする大学関係史料を収集し、そこで組み立てられた成果をもとに教育活動にあたる組織といえ、大学史料室が最も適当であろう。今回の試みで、大学の事務文書を収集し、大学の歴史や組織について研究するアーカイブセクション(大学史料室)の果たす役割が重要であるということ、改めて確認することができた。

次に、大学に限らずアーカイブの教育機能を考える場合、見落とししてならないものとしてアーキビスト養成の問題がある。アーカイブの教育機能のもう一つの柱は、この点にあるといってもよいのかもしれない。アーキビスト養成問題に大学がどのように関係するのか、図書館法や博物館法のように基本法が整備されていない段階では流動的にならざるをえないが⁽³⁰⁾、教育する側の施設や人材、それにアーキビストを目指す人たち=学生の存在を考えると、やはり密接に関わらざるをえないものと思われる⁽³¹⁾。そしてその際には、大学アーカイブも本来の機能に沿った形で何らかの役割を担うべきであろう。現在いわゆる古文書の保存に熱心な研究者は数多いが、日々生産され情報公開法の枠はずれたら捨てられ

る運命にある膨大な行政文書群に目を向ける人は少ない⁽³²⁾。文書のライフサイクルを理解する人もまだ少数であり、このことを考えると、第一に養成すべきアーキビストは、効率的な事務文書の受入れや公開等のシステムを事務部局と協力して作り上げていく(能力のある)人、色々な形態がありうる親機関の専門家、そしてそこの事務文書に精通した人でなくてはなるまい⁽³³⁾。アーキビストの基本的な素養としては、史料学、史料管理学、史料保存学等が浮かんでくるが、扱う行政文書等の性格を考えれば、行政学、会計学、経営学等の知識や、大学という組織に限定すれば、高等教育史や高等教育論等、教育学の素養も必須である。このような点からも、大学の人材・施設等の有効活用がなされるべきであろうが、最終的には図書館学、博物館学同様に、一つのアーカイブ「学」の確立が目指されるべきである⁽³⁴⁾。

以上、アーカイブの機能のうち、特に教育機能について検討し、なかでもアーキビストの養成問題は今後の課題になるであろうことを指摘した。このようにアーカイブの機能については教育機能一つを例にとっても、いくつか考えておかなければならない点がある。次章では、引き続きこのアーカイブの機能について考えてみたい。

3 大学アーカイブに関するいくつかの問題

1 年史編集と大学アーカイブ

第1章の最後にふれた年史編集と大学アーカイブとの関係、年史編集事業→アーカイブへという移行の問題から検討してみよう。既に述べたように現在の大学の史料室等は、その多くが年史編集室→アーカイブセクションへという流れの中から設置されてきたものである。この経緯には当然それなりの理由があり、また実際のアーカイブセクションの性格(機能)にも大きな影響を与えている。例えば、アーカイブセクションで大学史の研究が行われるのは、本来的なアーカイブの機能(前節にいう(1)研究活動の2)自校史研究)もさることながら、そこに所

属する人々の多くが、年史編集の実務経験を持った歴史研究者であるという事実と無関係ではない。我が国の場合、このような実状から「年史編集事業→アーカイブへ」という考え方の有効性や、アーカイブセクションでの歴史研究が語られることが多いが、しかしこれも既述のように、筆者は「年史編集事業→アーカイブへ」という考え方を無前提に評価することには疑問を持っている。それは、確かにアーカイブは親機関の歴史を研究するという点で大学史研究を行うけれども、年史編集の「事業」そのものとアーカイブの機能は異なっており、この両者は明確に区別すべきであると考えからである。

年史編集は史料を集めるだけでなくそれを利用する立場でもあり、また多くの場合期限付きの事業である⁽³⁵⁾。一方、アーカイブは第一義的には親機関の史料を収集すると同時にそれを利用者に提供するもので、設置形態も機関に必置の恒常的な組織である。この史料の利用者と提供者、そして時限的な組織と常置の組織という違いには、やはり大きなものがあると言わざるをえない。アーカイブセクションの設置や運営にあたって、年史編集による史料が膨大に残ったからとか、貴重な史料を収集できたからというのは、初めのうちは説得力を持つが、しかし活動の継続という点から見れば、上述のように「アーカイブは機関(大学)にとって不可欠の組織である」という論理の方が重要である。前章の冒頭に見た全国大学史資料協議会での「史料は足で集める」「史料収集に王道なし」といった議論があまり意味を持たないのは、それがどのような業務にも当てはまる一般論だからではなく(ゴミ捨て場等から史料を「発掘」といった経験は、年史編集者なら誰にでもあることだ)、編集終了後も年史編集時の史料採集法等に縛られるということ、「年史編集業務=アーカイブ」という発想の連鎖を形成するからである⁽³⁶⁾。

この発想の一番の問題点は、大学アーカイブの最も基本的な業務である事務文書のシステムチックな

収集＝事務文書収集システムの構築に至らないということだが、一度、年史編集事業とアーカイブの活動を切り離して考えてみるということ、換言すれば、大学アーカイブを説明するときのスタイルを変えということを行ってみる必要があるのではないか⁽³⁷⁾。いずれにしろ、文書のライフサイクルを理解し、実効的な規則を制定すると同時に、事務文書収集(廃棄)のシステムを早急に構築することが大事であろう⁽³⁸⁾。このことが、たとえ担当者が替わっても活動が維持される、アーカイブの組織作りの第一歩である⁽³⁹⁾。

2 大学アーカイブと「古文書」

次は、今後大学アーカイブの認知度が高まっていくにしたがって問題になる可能性がある、いわゆる古文書⁽⁴⁰⁾と大学アーカイブとの関係について考えてみたい。京都大学大学文書館は、その収集史料を大学事務文書と大学に関わる私文書に特化したものが、そうでないところでは歴史学等の研究用に採集された古文書を、どこで保存し管理するかという問題が発生しうるからである。

ところでこの点については、例えば「図書は図書館、モノ資料は博物館、文書は文書館」という考え方を前提にして、古文書、事務文書ともいわゆる「一点もの(複本が存在しないオリジナルな史料)」であることから、ともにアーカイブ(文書館)で管理すべきだとの主張がなされるかもしれない。しかしこの問題についても、基本的にはアーカイブ本来の機能に注目して判断がなされるべきである。何度も述べているように、アーカイブは親機関の生産(あるいは授受)した史料を第一に集めるのであり、いくつかのパターンが想定されるにしろ、アーカイブと名乗る組織の最低基準はこの史料を当然収蔵するものでなければならない。アーカイブについては収集史料の形態で論ずるのではなく⁽⁴¹⁾、機能面から論ずべきであり、殊に大学アーカイブの場合は、地域文書館に比してこのことが妥当するように思われる⁽⁴²⁾。

我が国の大学では、古文書の収蔵は附属図書館や大学博物館(京都大学、東北大学)、それに教育研究面で最も利用する講座等においてなされるのが一般的であった⁽⁴³⁾。大学アーカイブは、古文書を利用して(学部講座等でなされているような)一般の歴史研究を行う組織ではない⁽⁴⁴⁾。

ところでこの古文書とアーカイブの問題については、東京大学の史料編纂所の英語名がHISTORIOGRAPHICAL INSTITUTEであり、また近世文書等では日本最大規模を誇る国文学研究資料館の史料館のそれが、Department of Historical Documentsであって、ともにArchivesでないことには注意しておいてよいのかもしれない。これは国立、私立大学の大学史料室のほとんどがArchivesを名乗っているのとは対照的である。なお、「はじめに」でも述べたように、この古文書とアーカイブの関係については、地域文書館においても問題になり始めている⁽⁴⁵⁾。この現象をどう考えるかはともかく、古文書から行政文書の収集に重点を移す地域文書館が出てきたという事実とともに、ここで指摘しておきたい⁽⁴⁶⁾。

3 市民の「知る権利」と大学アーカイブ

国立大学アーカイブの設置・整備を考えると、いわゆる情報公開法の施行が大きな追い風になったということはよく言われる。京都大学大学文書館の事例に典型的に現れているように、旧帝大系のアーカイブセクションは、この情報公開法と年史編集室からの移行を梃子に、その設置・整備を行ってきた。その良い例が、昨年度末の総務省による、いわゆる「歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料」(行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令)を保管する施設への指定であり、その結果、いくつかの大学のアーカイブセクションが同省の指定する施設となった⁽⁴⁷⁾。そしてこの情報公開法は、今でもアーカイブセクションにおける事務文書収集等に大きな力を与えている。

しかしながら、今後国立大学が「開かれた大学」を目指すのであれば、大学アーカイブセクション設置の意義を情報公開法施行=梃子という論法だけで説明するのは、もはや不十分であろう。確かに情報公開法の実施にあたっては、行政文書の適切な管理が前提とされている。このことは、情報公開には恒常的なアーカイブセクションの活動が不可欠であるということ、そして広義の情報の公開には、①情報公開法による現用文書の開示と、②アーカイブによる歴史的な文書の公開、の二つがあるということを示唆するものであろう。しかし同時に重要なことは、この二つ(①と②)が市民の「知る権利」を保証する制度であるということだ。

大濱徹也氏は、アーカイブの使命が「社会が開かれた構造としてありつづけることを保証する器として、民主主義を生み育てる精神の糧を供給する場となること」⁽⁴⁸⁾にあるとの意見を述べているが、これは「知の府」を標榜する大学にとっても参考となる。積極的に大学を開くということ、そのための組織としてアーカイブがあるのだという認識は重要である。そしてこのような認識は、アーカイブだけではなく今後の大学の活動自体にも大きな影響を与えるものとなる。情報の公開の仕方如何が、大学の存亡を決めるようになるといっても過言ではない。

寺崎昌男氏は、早くから「沿革史の編纂刊行は、おそらくもっとも長いスパンにおけるその(自己点検・評価——筆者注——)作業だといってよい」、「良い沿革史を出しているか、大学資料保存のための努力を払っているか、といった項目が自己点検・評価の基準に想定されるべき」⁽⁴⁹⁾として、大学評価の視点に史料保存の問題を入れることを提唱してきた。その場合の大きな指標が、アーカイブの設置とそこでの活動、所蔵史料の内容になることは言うまでもない。そしてその具体的な指標になるのが、アーカイブへの入口(収集の方法)と出口(公開の方法)のあり方の問題であろう⁽⁵⁰⁾。

また小川千代子氏は、村上陽一郎氏の「アカウ

ンタビリティ」の考え方を援用して、大学における研究者の説明責任についても言及する⁽⁵¹⁾。国費で運用される国立大学の場合、これからは上記の情報公開法、アーカイブによる情報の公開だけではなく、研究活動自体のアカウントビリティも求められるようになってくる。

研究者はその領域の専門家であり、自らの研究を遂行するに当たって、今日では、何らかの形で社会から支援を受けて研究に従事しているから、直接・間接の支援者である「社会」に対し、研究の内容を「説明」する責任と義務がある。つまりアカウントビリティには、出資者(この場合は一般の公衆)に対する義務・責任という意味がある。もう一方で、専門家としての研究者は自分の研究の「意味」や重要性(必ずしも一般社会にとっての重要性でない)を十分知っている(そうでなければその研究に手を染めることはないはずである)が、一般の公衆はそれを知らない。逆に専門家として重要だと思っても、公衆はそうは思わないこともあり、また専門家が気付いていないような危険を感じているかもしれない。そうした状態を改善し、社会的に認知された形で研究が行われるためにも、専門家の側にアカウントビリティが要求されることになる。(村上陽一郎「アカウントビリティ」⁽⁵²⁾)

長文ながら村上氏の文章を引用したのは、ここには国立大学がこれまで全くといっていいほど意識してこなかったと思われる問題点が、明示されているからである。ここで提起された問題にアーカイブがどのように関わるのかについては、今後の研究課題である。

4 大学アーカイブと大学「改革」

—— オーラル・ヒストリーの活用 ——

本章の最後に、大学アーカイブと大学「改革」との関係についてもふれておきたい。これは、寺崎

昌男氏がこれまでの大学アーカイブ論は「沿革史編纂作業の始末論という趣を持っていた。だが、現在および将来のアーカイブ論は、とりもなおさず大学改革論⁽⁵³⁾」であると述べることに関連する。前掲「大学アーカイブズ (archives) とはなにか」⁽⁵⁴⁾ に追加して、新たに大学アーカイブの機能を定義した重要な指摘であり、少なくともこれからの国立大学アーカイブは、この大学「改革」の問題とどう取り組むかを考えなければならなくなった。ただその方法については、各大学の状況、アーカイブの性格等によって様々であり、当然各大学アーカイブが個別に判断して行うべきものとなる。

この点九州大学の場合についていえば、キャンパス移転を控え、研究院・学府制度の導入等、全国に先がけた「改革」が進行中であるが、これらに対して大学史料室がどう関わるのかは未だ定まらない状況であった。ところが先日、大学史料室で新たな共同研究を組織し、「改革」問題に取り組む予定で「オーラル・ヒストリー」の手法を調べてみると、どうもこのあたりにアーカイブと「改革」を結ぶカギがあるように思われてきた。以下では、共同研究（プロジェクト）「大学アーカイブ機能についての基礎的研究——「大学改革」との関連において——」の概要を示すこと⁽⁵⁵⁾、アーカイブと大学「改革」の関わりを見てみることにしたい。

今回のプロジェクトは、現在政策研究等の一部領域でいわゆるオーラル・ヒストリーが注目されていることを踏まえ、組織の中核にあつて政策の決定・立案に関わった公人に対してインタビューを行い、政策の正確な位置付けや政策決定過程の解明を行うと同時に、政策提言等のための基礎資料作りを行うという試みである⁽⁵⁶⁾。具体的には、最近の10年間に九州大学におけるキャンパス移転計画、それと密接に関連した「改革」を推進してきた人たち（例えば総長、副学長、幹部事務職員）を対象にした、オーラル・ヒストリーの実施を予定している。ほとんどの場合、公的文書には意志決定のプロセスは書

かれていない。しかし、政策情報を経験知として活用するために本当に重要なのはプロセスに関する情報であり、今回の共同研究は文書等ではわかりにくい意志決定のプロセスや、それをめぐる微妙なニュアンス等を記録し、大学の知的ストックとして集積することを目的としている。

ところで、オーラル・ヒストリーとはどういうものか。一言でいえば「公人の、専門家による、万人のための口述記録」⁽⁵⁷⁾といわれるが、政策研究大学院大学等での説明によれば、それは大学や公的な機関が中心となって、しかるべき業績を残したと思われる人に、彼らのライフヒストリーを語ってもらうこと、すなわち政策形成や遂行に関わる公職に在職した人々の公的体験を、研究者のインタビューに応じて体系的、系統的に速記録の形で残していく行為、およびその結果として生み出される回顧録・回顧談をいう⁽⁵⁸⁾、とされている。聞き取りの方式は様々であるが、必要な限りインタビューを繰り返し、聞き手、話し手の協力で速記録を作成する。その内容や守秘義務の問題等から、場合によっては何十年後に公開するといった取り決めを結ぶこともある⁽⁵⁹⁾。ただし、いずれの場合でも組織的に行われ、資料不足を補完するための単なる「聞き書き」ではない。我が国の場合、この手法は政策研究大学院大学のプロジェクトで先駆的に展開されているが、大学自身による試みはほとんどなされてこなかった。しかし、欧米大学では普通に行われており、例えばコロンビア大学はオーラルヒストリー研究の中心として多くのプロジェクトを手掛け、またハーヴァード大学はその記録を政治・外交のケーススタディーの素材として活用していることで知られる、という⁽⁶⁰⁾。これらの事例は比較大学論としても興味深いところであるが、なかでも注目できるのは、欧米各国では権威ある大学のオーラルヒストリー・プログラムに招かれることは、それ自体で公人として生涯最大の名誉になっているという指摘⁽⁶¹⁾であろう。

この手法の弱点や実務上の問題——例えば、大学「改革」研究に応用することの問題点を含めて——等、検討すべき点もあるが、それらについては今後、プロジェクトの進行にしたがって報告していきたい。ただ最後にどうしてもふれておかなければならないのは、大学「改革」についてオーラル・ヒストリーを行うのであれば、それに相応しい学内組織は大学アーカイブセクションしかないという点である。関係文書を収集することは勿論、その文書の保存体制の問題、機密性、専門性、組織性等といった業務遂行上の性格から見ても、アーカイブセクション以外には考えられないだろう。記録された談話は大学の史料として保存される。そしてそれは単に歴史史料として蓄積されるのではなく、アカウントビリティやアイデンティティのため史料としても活用される。比較的近い過去における大学人のオーラル・ヒストリーを、大学アーカイブが組織的かつ継続的に行うことになれば、大学としての政策の継続性が保証され、同時に「改革」に対応した不断の自己点検作業ともなる。大学アーカイブは、過去だけでなく、現在、さらには将来にとっても大学に必須の組織なのである⁽⁶²⁾。

むすびにかえて

国立大学の場合、本格的なアーカイブの活動はようやく始まったばかりである。本論ではこのような状況下、筆者が最近考えている大学アーカイブの設置、機能等について、そのいくつかを論述した。最初にも述べたように、私立大学についてはふれ得ず、また地域文書館を含む公文書館全般についての論稿でもない。実際の活動を通じての覚え書きといったものであるが、ただ大学アーカイブの原理・原則的な考察は、いくつかの個別事例に即して行ったつもりである。その理由は前述したので繰り返さないが、一点だけふれておくと、それは現在の国立大学をめぐる状況＝法人化を控えて大学「改革」や学内の再編が進む状況では、アーカイブセクションと学内

他機関、例えば図書館、博物館や事務部局等との関係については、事前の綿密な考察が必要であると思われたからである。必ずしも組織の統合を念頭に置く必要はないが、しかし、掛け声だけでは終わらない実質的な「連携」が必ずや求められるはずである(また、これからはそうでなくてはならないだろう)。こういう場合は、各々の組織の機能を正確に認識し、相互に理解しあいながら協議することが必要であるが、そのためにはまず、自らの拠って立つところの確認が何よりも重要であろう。その意味では、本格的な活動が始まったばかりとはいえ、我々の前には早速大きな課題が提示されていることになる。もとより大学アーカイブのあり方は一様でない(また、一様でなくてもよい)。ただ個別の課題に取り組みつつ、共通の課題に向かって協力しながら活動を続けていく姿勢も大切だろう。

ところで、本文を記述していて改めて気になったのは、研究業績の継続(研究史への位置付けや確認)という、研究方法上の基本的な手続きの問題についてであった。現在の大学アーカイブ論が混乱している原因の一つには、各大学における固有の課題を含む現状の問題と同時に、明らかにこの研究業績継続の問題がある⁽⁶³⁾。寺崎昌男氏が大学アーカイブの基礎研究である「大学アーカイヴズ(archives)とはなにか」を著したのは、1983(昭和58)年のことであり、九州大学が一年近くをかけて討議した議論を『九州大学史料の収集・保存について——九州大学史料室設置の提言——』として発表したのは、1991(平成3)年のことであった。九州大学の事例は暫くおくとしても、国立大学アーカイブの基礎を創った組織の一つである東京大学史史料室での寺崎昌男・小川千代子氏らの業績は、歴史研究における中野実氏らの業績とともに、今以上に位置付けられ継承される必要がある。

それから今一つの問題、これまでの大学における現状にもふれておけば、寺崎氏らの言う大学アーカイブについての研究や、とりわけそのようなアーカ

イブの実現は、実際には大変困難な状況下でなされたという事実である。各大学による研究発表や論文、報告書等の所在確認すら当初は難しかったものと思われるが⁽⁶⁴⁾、なかでも国立大学アーカイブの設置そのものについては、2000（平成12）年の京都大学大学文書館の出現を待たねばならなかった。従来のアーカイブの実態——上記の研究状況や、特にアーカイブセクションの学内での位置付け、室員の待遇等——と、その理念との間には大きな隔たりが存在していたのである。そして現在でも多くの大学アーカイブセクションでは、必ずしも恵まれた状況とはいえない中、多数の人たちが活動している。このことは、一見、状況整備が進んでいるように見える旧帝大系の大学でも例外ではない。大学アーカイブをめぐる状況は、どう最良目に見てもこのようなものである。しかし、そのことを特別に悲観視する必要はないだろう。なぜなら、このような状況はどんな分野であれ草創期には必ず見られる現象であり、私たちの「大学アーカイブ」もまさにその時期にあるという証左だからである。

残された課題は多い⁽⁶⁵⁾。多くの先学・同学に導かれながら大学アーカイブの活動を続けて行きたいと思う。

〔註〕

(1) 太田富康「国立公文書館の養成課程を受講して」（『日本歴史学協会年報』第16号、2001年）21-22頁。我が国における文書館（理解）の歴史は一般にA→Cへという方向をたどっている。また、戦後の史料保存運動において日本史研究者が大きな役割を果たし、それが後の文書館理解に影響を与えていることも一つの特徴である（戦後史料保存運動の歴史については、さしあたり全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編『日本の文書館運動——全史料協の20年——』（岩田書院、1996年）を参照）。

(2) 例えば、立石恵嗣「古文書の「寄託」に関する一考察——全国の状況と徳島県立文書館を事例に——」（『アーカイブズ』第3号、国立公文書館、2000年）の記述等を参照。

(3) 地域文書館を中心とした文書館論に関する論稿は数多いが、近年のものとしては、鈴江英一『近現代史料の管理と史料認識』（北海道大学図書刊行会、2002年）、地方史研究協議会編『21世紀の文化行政——地域史料の保存と活用——』（名著出版、2001年）、安藤正人『記録史料学と現代——アーカイブズの科学をめざして——』（吉川弘文館、1998年）、安藤正人・青山英幸編著『記録史料の管理と文書館』（北海道大学図書刊行会、1996年）等がある。一方、大学文書館に関しては上の文書館論等で取り上げられることは比較的少ない。そのような中では、寺崎昌男・別府昭郎・中野実編『大学史をつくる——沿革史編纂必携——』（東信堂、1999年）がまず参照されるべき業績であるが、ただしこれ以後の研究も急速に進んでいる。

(4) 多くの私立大学では、国立大学を上回る準備のもと年史の刊行やアーカイブセクションの設置が行われてきた。先行していた私立大学に国立大学が並行しつつあるというのが客観的な情勢であり、この点からすれば大学アーカイブ論に私立大学の検討は不可避である。しかしながら、本文に記した「具体例に即した個別的な検討から始める」という立場と、そしてなによりも筆者の力量不足からこの点についてはほとんどふれることはできなかった。

(5) ところで、本論執筆のきっかけになったのは、『大学アーカイブズに関する研究会 第1回「国立大学におけるアーカイブズのあり方——理念と実態——」』（於京都大学大学文書館。2002年2月20～21日）での発表「大学アーカイブズの設置とその機能」である。大幅に改訂しているが本文に記した立場から、大学アーカイブの設置と機能等について論じることにした。またアーカイブの表記については、アーカイブズ、アーカイブス、アーカイヴズ、アーカイヴス等が考えられるが（例えば文書館用語集研究会編『文書館用語集』（大阪大学

出版会、1997年)は「アーカイブズ」と表記する)、九州大学大学史料室における大学文書館^{ぶんしょかん}設置への取り組みでは、本年度より「アーカイブ」で統一しているので、「アーカイブ」と表記することにした。なおこの九州大学の表記(アーカイブ)は小川千代子氏(国際資料研究所)の御教示に拠っている(他に「アーカイブ」とするものとしては、1999年に設置された日本銀行アーカイブ<archive>がある)。

- (6) 本章の記述は、拙稿「大学史編纂と大学アーカイブズ——年史編纂と大学史料室設置を例にして——」(新谷恭明・折田悦郎編『大学史料の情報資源化と大学アーカイブズのシステム開発に関する基礎的研究』、科学研究費補助金報告書、2000年)をもとに加筆・補訂したものである。最初にお断りしておきたい。
- (7) 九州大学での取り組みの現状を記せば、前述した史料収集・保存委員会が大学史料室の概算要求の母体であり、1994(平成6)年以降、同委員会から大学文書館新設の概算要求が行われてきた。しかし、昨年6月に新たに全学的な「九州大学文書館設置準備委員会」が設置され、そこでの検討が行われている。
- (8) 筆者自身も以前、年史編集事業→大学史料室(アーカイブセクション)への移行の重要性・有効性を指摘したことがある(『九州大学七十五年史』の編集と九州大学大学史料室の設置について)、註(3)前掲『大学史をつくる——沿革史編纂必携——』197頁)。
- (9) 統一テーマ「大学アーカイブズの設立と運営」のもと、第2分科会では「大学アーカイブズの運営」がテーマとされた。同研究会の詳細については、『大学アーカイブズの設立と運営——2001年度総会および全国研究会の記録 於・神奈川大学——』(全国大学史資料協議会、2002年)を参照。
- (10) 菅真城「第2分科会に参加して——あるべきアーカイブズといまあるアーカイブズ——」(註(9)前掲書92頁。なお、これは元々は桑尾光太郎氏が「組織的な資料保存の体制に関する諸問題」の報告(『大学アーカイブズ』第22号、2000年)で指摘したことを、菅氏が引用したものである)。
- (11) 「大学アーカイブズ(archives)とはなにか」(『東京大学史紀要』第4号、1983年。のち註(3)前掲『大学史をつくる——沿革史編纂必携——』に所収)。
- (12) 「記録管理と史料保存——大学の文書館——」(『地方史の新視点』、雄山閣、1988年)169頁。
- (13) 「大学アイデンティティと大学アーカイブズ」(『九州大学大学史料室ニュース』第11号、1998年)。
- (14) 例えば、大学史編纂の動向から見たものであるが、寺崎昌男「大学史編纂の動向 日本」(註(3)前掲『大学史をつくる——沿革史編纂必携——』4-78頁)の中に説明がある。
- (15) 原田隆吉「大学史編纂の体験——東北大学——」(註(3)前掲『大学史をつくる——沿革史編纂必携——』所収)。
- (16) 『東北大学史料館の将来構想』(東北大学史料館、2002年)。
- (17) 同目録は「紛争」期に「学内に対して迅速な情報提供を行うために創刊」された『大学広報』誌上に、12回にわたって掲載された(1970~1982年)。ところでこの目録の原稿を始め、関係規則、収集史料、図書等の大学資料室関係の史料は、現在の大学史料室がこれを引き継いでいる。
- (18) 東京大学史料室のこれまでの活動経過は、同室のホームページ「東京大学史料室沿革」を参照(<http://www.adm.u-tokyo.ac.jp/soumu/soumu/archives/history/index.html>)。また外国大学アーカイブの調査については、『東京大学史紀要』第4号(1983年)に寺崎昌男氏、彌永史郎氏、小川千代子氏による「特集・大学アーカイブズ」が組まれているほか、「東京大学関係諸資料の保存と利用に関する予備的研究」研究グループ『東京大学関係諸資料の保存と利用に関する予備的研究』(1983年)に詳しい。
- (19) 東京大学を始めとする国立大学におけるいわゆる「定員」問題については、寺崎昌男「私の大学アーカイブス論——回想・状況・意義——」(『紫紺の歷程 大学史紀要』第5号、明治大学大学史

- 料委員会、2001年) 29-30頁を参照。
- (20) 名古屋大学大学史資料室についての最近の報告は、山口拓史「第1分科会の討議概要とアーカイブズ試論」(註(9)前掲書所収)を参照。
- (21) 註(19)前掲論文。また、京都大学大学文書館に関する最近の報告は、西山伸「京都大学大学文書館——設置・現状・課題——」(註(9)前掲書所収)を参照。
- (22) 例えば文書館設置に先立つ1998(平成10)年から、事務局総務部総務課の手により全学の行政文書の実態把握が1年をかけて行われたという(総計11万点。西山伸「行政文書の管理と大学文書館」〈『九州大学大学史料室ニュース』第18号、2001年)。この点については註(21)前掲西山論文の註(4)の記述等も参照)。
- (23) 本文にも記したように、京都大学の場合、いわゆるハード面が注目されがちであるが(それは、例えば「広大な施設を持つ京都大学大学文書館は特別である」といった評価に典型的に現れている)、我々がまず参照すべきはソフト面である。
- (24) 「分館」については、註(21)前掲西山論文23頁を参照。
- (25) これは鈴江英一氏の言う「史料管理論」(註(3)鈴江前掲書4頁)研究や、安藤正人氏の言う「記録史料管理論」(註(3)前掲『記録史料学と現代——アーカイブズの科学をめざして——』25頁)研究と、同様のものと考えていいだろう。
- (26) 文書の流れをあらわしたこの図は、小暮隆志「公文書受入に関する一試案——規程類の整備と書庫問題等の検討から——」(『双文』第11号、1994年)の「群馬県における文書利用制度図」(52頁)からの引用をもとにしたものである。
- (27) アーカイブの機能に関して、それを「史料を整理して利用に供する」ことに限定すべきとの考えも当然あるだろう。しかし——詳細は別の機会に譲るが——、本論はこのような考え方には立たない。この点については、註(21)前掲西山論文(33頁註(23))も同様の見方をする。なお、本文で特に取り上げるもの以外の大学アーカイブの機能については、註(19)前掲寺崎論文を参照。
- (28) 大学アーカイブの教育機能については、註(19)前掲寺崎論文37-38頁も参照。
- (29) 新谷恭明・折田悦郎編、海鳥社、2002年。
- (30) この養成問題については、国立公文書館、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会や歴史学界でも検討がなされているが、未だ結論的な議論には至っていない(全国歴史資料保存利用機関連絡協議会『記録と史料』、同『会報』、日本歴史学協会『日本歴史学協会年報』等での議論を参照)。
- (31) 安藤正人『草の根文書館の思想』(岩田書院、1998年)は、「最初は国立公文書館あたりが口火を切っても、いずれは全国いくつかの大学あるいは大学共同利用機関にアーキビストの教育養成のための大学院が設置されることが、アーカイバル・サイエンスの学問研究の発展のためにも望ましいのではないかと思います。そのような形が、欧米をはじめ世界的な傾向でもあるように思います」(94頁)と言う。なお、いくつかの私立大学では「史料学研究」等の名で関連した教育も行われているが、司書や学芸員のような資格付与に関わるものではない。
- (32) いわゆる情報公開条例や情報公開法の施行により、逆に大量の行政文書の廃棄が行われたということは我々のよく仄聞するところである。
- (33) 鎌田和栄「『文書館・アーキビスト問題について』参加記」(『会報』第46号、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、1998年)には、アーキビストの資質として「行政現場でのかなりの経験や行政能力が重要となる」という指摘が見える。またここで、アーカイブの重要な業務の一つである史料の廃棄についてもふれておけば、まずアーカイブは収集史料の全部を保存するところではない。この点が、いわゆる古文書の収集・保存機関とは大きく異なる点であり、また廃棄等の判断を行うアーキビストが専門職でなくてはならない理由の一つともなっている。これに関連しては、上記の鎌田氏が別のところで、「近年私は日本における「アーキビスト」という語の使用についても少し疑問を持っている。私は「古文書」専門の担当者であり、現在は評価・選別をしていない。それはアーキビ

ストなのだろうか。」(「公文書館の国際化と史料記述標準化問題について——21世紀にあたり公文書館・アーキビストは何をしていくべきか——」『記録と史料』第11号、2001年)48頁)と述べているが、我が国の場合、アーキビストという用語の使用に関しても検討する必要がある。なおアーキビストの専門性、職業倫理については、国際文書館評議会(ICA)北京大会で採択された「アーキビストの倫理綱領」(1996年)が参考になろう(同綱領については、註(3)前掲『21世紀の文化行政——地域史料の保存と活用——』264-269頁等で見ることができる)。

- (34) おそらくは基本法の整備から始めなければならないこのアーキビスト養成問題は、現在でも大変困難な問題である。その意味で各機関・学会が協力した「運動」の形成が当面の目標となろうが、大学では将来のあり方を見据えた基礎的な準備作業を行っておくことが重要であろう。一般論に過ぎるかもしれないが、それが研究機関としての大学のとるべき姿勢なのではないかと思う。
- (35) 多くの大学の年史編集事業は本文に記したように時限的である。この傾向は特に国公立大学の場合に強い。
- (36) この点に関連して、寺崎昌男「こういう日がやってきた——京都大学大学文書館の成長を祈って——」(『京都大学大学文書館だより』第2号、2002年)は、筆者の京都大学における発表(註(5)前掲)を要約する形で、「(折田は——筆者注——)大学アーカイブスの必要性が年史編纂の苦労と抱き合わせに語られることには、違和感を覚える、と言う。(中略)今後、アーカイブスは新しい大学をつくっていくための、未来に向けた不可欠の機関として考えられるべきだ、というのが同助教授の主張である。筆者(寺崎——筆者注——)も同感である」と述べている。また、年史編集とアーカイブの活動が同じでないことは、既に『九州大学史料の収集・保存について——九州大学史料室設置の提言——』(10-11頁)でも指摘していたところであった。
- (37) 例えば、大学アーカイブの必要性を説くとき、
- 「〇〇大学では〇〇年史の編集が終了し、その結果膨大な史料が残され……」云々といった説明から、「大学をめぐる状況が厳しい今こそ、〇〇大学に大学アーカイブが必要である。……」云々の書き出しにするような、そういった説明スタイルの変更が必要なのではないか。
- (38) このことに関連して極論すれば、筆者は本文に述べたシステムチックな事務文書の収集が保証されるのであれば、現在全く史料が無い状態からでもアーカイブの開設が可能だと考える者である(現代の史料を将来の歴史史料として残していくというアーカイブの機能を想起すべきである)。
- (39) 付言するまでもないことだが、本論では正式な組織のもと、例えばアーカイブ活動に並行して継続的な年史編集も行うような事例は検討の対象としていない。ただ親機関の生産(授受)した文書を第一に収集するというアーカイブの機能を考えたとき、それと年史編集を混同して議論すべきではない、ということを指摘しているだけである。
- (40) 本論でいう古文書とは、いわゆる近世文書、中世文書を中心とした文書群のことをいい(近代文書も含む)、厳密な意味での定義ではない(古文書の定義については、註(33)前掲鎌田「公文書館の国際化と史料記述標準化問題について——21世紀にあたり公文書館・アーキビストは何をしていくべきか——」44頁註(5)の記述も参照)。またここでは明治期よりの膨大な研究史がある古文書研究には立ち入らず、ただ鈴江英一「近現代史料論の形成と課題」(註(3)鈴江前掲書所収)が、古文書学と近現代史料論との関係を論じていて参考になることを指摘するにとどめておきたい。
- (41) 史料の形態でアーカイブ論を組み立てるような立場への批判については、最近の公文書館論に関する代表的論稿である富永一也「公文書館論」(『沖縄県公文書館研究紀要』第3号、2001年)が、綿密な検討を行っている。そこでは図書・文書・実物(モノ)資料という見方を「三分法」として批判しているが、なかでも図書館法や博物館法では当該機関での収集を「図書」や「実物」に限定していないとの指摘は重要である(9-10頁。例えば、

図書館は「図書、記録その他必要な資料を収集」(図書館法第2条第1項)できるし、「郷土資料、地方行政資料」(第3条第1項)の収集にも「留意」(同左)すべきであるとされる)。なお、形態論からする説明に対しては、註(21)前掲西山論文(28頁)も同様に批判的である。形態論でいえば、註(11)前掲寺崎論文のいう「大学の歴史を示す記章、門標、記念品、トロフィー、旗、制服、制帽、印璽等々の物品や、大学に関する写真、テープ、ビデオテープ、フィルム等」の収集・保存を、大学アーカイブが行うことは問題になってくる。

- (42) 大学アーカイブの事例ではないが、ここではまた安藤正人氏の「現代の行政文書や経営文書に関するかぎり、独立の文書館を作ることが絶対に必要である」という意見を想起してもよいだろう(「文書記録の保存・利用と文書館」、大藤修・安藤正人『史料保存と文書館学』、吉川弘文館、1986年、28頁)。なお独立の機関が必要な理由について、安藤氏は「所属機関・団体の非現用文書を継続的に受け入れ、文書館的評価に基づいて保存／廃棄の処置を行う」という機能を、「図書館や博物館が十分に担えるとはとても思えない」(28頁)からだと言う。
- (43) このため、ほとんどの大学アーカイブは古文書の収集をその対象としていない。なお、この点に関連して註(41)前掲富永論文には、「博物館や図書館は古文書をケアしてきた実績」があること、その実績は「単なる既成事実というわけではなく、図書館法、博物館法の理念に照らしても整合的なのである」(10頁註(36)等)との指摘が見える。また註(42)前掲安藤論文は、「中近世・近代文書」については独立の文書館で管理するのが一番いいとしながらも、「あまり施設論に固執することはないと考えている」として二つの条件を示す。そしてその条件下ならば「大きい図書館や博物館ならば、(「中近世・近代文書」用の——筆者注——)「アーカイブズ」のために独立の部局と専門の職員を置くべき」であるとの見解を示している(29頁)。ともに本文の議論の参考になる意見であろう。
- (44) アーカイブの機能と歴史研究とが同じでないことについては、既に早く註(36)前掲『九州大学史料の収集・保存について——九州大学史料室設置の提言——』でも指摘したところである(11頁)。また大濱徹也氏は、「文書館問題によせて」(『日本歴史学協会年報』第14号、1999年)で、アーカイブの「専門職員に求められるのは、歴史研究者という「研究者意識」ではなく、当該組織の行政等にかかわる理解度である」(27頁)と言い、また「文書館専門職員は歴史研究者の奉仕者ではありません」(同頁)とも述べている。
- (45) 註(2)前掲立石論文のほか、註(41)前掲富永論文にも古文書と公文書館の関係についての記述が見られる。
- (46) 本文に関連して、註(44)前掲大濱報告には「古文書等と明治以後の公文書の管理体系を分別すること。現在ある国文学研究資料館史料館の史料館と東京大学史料編纂所を合併して国立古文書館となし、国立公文書館との住み分けを明確にすべき」(26頁)との提言が見られる。
- (47) 総務省の指定を受けた大学史料室等は次の通り。東北大学史料館、東京大学史料室、九州大学史料室、名古屋大学史料資料室、京都大学史料室。このような指定を受けることができたのは、京都大学を始めとする各国立大学事務部局の協力と、大学史料室相互の緊密な連絡の結果であった。
- (48) 註(44)前掲報告26頁。
- (49) 「大学史の意義を考える」(『愛知大学史紀要』第1号、1994年)23-24頁。
- (50) 史料の収集にしろ公開にしろ、まずは学内規則の有無とその内容が問題となる。その場合、収集面では事務文書の移管を義務規定とし、収集文書にアーカイブが全責任を負うという京大型の体制(規則)が高い評価を得るのは当然である。また公開面では、実際の公開度が高くなるようなものが高評価を得ることになる。
- (51) 「アーカイブズ／情報公開／文書管理 平等閲覧からアカウントビリティへ」(『記録と史料』第9号、1998年)90頁。

- (52) 『情報・知識 imidas 2002』(集英社、2002年) 1056頁。
- (53) 註(19)前掲論文 38頁。
- (54) 註(11)。
- (55) 当初は九州大学の教育・研究支援制度である「九州大学教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト」(いわゆるP&P)で共同研究を組織する予定であったが、本年度から2年間の科研費基盤研究(B)(2)が認められたので、当面はこちらの方で共同研究を行う予定にしている。
- (56) 本文の記述にあたっては、御厨貴「オーラル・メソッドとは何か——政策研究拠点の発足にあたって——」(「C.O.E.オーラルヒストリー政策研究プロジェクト」ホームページ <http://www.grips.ac.jp/index-j.html>)を参照した。
- (57) 御厨貴『オーラル・ヒストリー——現代史のための口述記録——』(中央公論新社、2002年) 5頁。
- (58) 註(56)前掲御厨「オーラル・メソッドとは何か——政策研究拠点の発足にあたって——」。
- (59) 本文の記述にあたっては、御厨貴「「オーラルヒストリー」への招待」(註(56)ホームページ。原典は『中央公論』1999年7月号)等を参照した。
- (60) 「オーラルヒストリーQ&A オーラルヒストリーとはなんですか。」(註(56)ホームページ)。
- (61) 註(56)前掲御厨「オーラル・メソッドとは何か——政策研究拠点の発足にあたって——」。
- (62) 本文と関連して、小池聖一「独立行政法人下の大学公文書館」(『九州大学大学史料室ニュース』第17号、2001年)は、アーカイブが大学のシンク

タンク的機能を担う可能性について指摘している。このような指摘を見れば、大学アーカイブと大学経営論等との関わりも今後は視野に入れておくべきであろう。

- (63) 註(44)前掲大濱報告が「歴史研究者の発言には、自己の学問的営為とかかわらせ「文書館」に期待する世界を説いた言説が多くみられ」(27頁)と言うように(註(44)での指摘も同時に参照)、歴史研究者の発言にはこれまでのアーカイブ研究の成果を十分に踏まえているとは思えないものも多かった。前章第2節の議論とも関係するが、この歴史研究者の対応なども混乱の一つの原因であろう。
- (64) 現在でも必ずしも十全でないことについては、註(10)前掲菅報告 95頁を参照。
- (65) 例えば、ネットワーク関係を始めとするデジタル記録の収集・保存問題への対応は、眼前に迫っている。九州大学大学史料室では本部事務局企画広報室作成の九州大学ホームページの史料を同室から受け入れているが、勿論これだけでは十分でない。また、国立大学でアーカイブ問題を考えるときには、大学という枠組みにとらわれない国の機関としての共通の検討——例えば他省庁等におけるアーカイブのあり方——も当然なされる必要がある。情報公開法の影響等を見ると、大学としての枠組みよりこちらの方がわかりやすいことも多いのではないか。その他、史料問題に限定しても、史料管理論や史料認識論、目録論等、課題は限りなく存在している。